

法律文書錬成講座第2回 商法

下記の設例を読んで、設問1および設問2に答えなさい。

1. P株式会社は、自動車部品の製造を業とする会社であり、取締役会を設置しておらず、種類株式発行会社でもない。また、P社は単元株式制度を利用していない。P社の経営については、取締役であるAが業務執行に関する決定のほぼすべてを決定しており、Aの子でP社の取締役であるBがAを補佐していた（P社にはA・B以外に取締役はいない）。P社の定款には、取締役の員数について3人以内とする旨、および取締役の任期を10年とする旨の定めがおかれていた。

2. P社の発行済株式総数は1万株であり、うち8000株をAが、800株をBが保有し、残りの1200株はAの子であるC・D・Eが400株ずつ保有していた。P社の発行可能株式総数は4万株である。

3. 平成28年7月頃、Aは体調を崩し、業務執行をBに委ねることが多くなった。Aに万一のことがあった場合に、Aが保有する株式が相続されると、取締役の地位を追われることもあるかもしれないと考えたBは、Aに対して保有する株式をBに譲渡するよう求めたが、Aは拒み続けた。

4. 同年11月に入ってAの容態は急変し、同月11日に死亡した。Aの相続人は、B・C・D・Eの4人であり、相続分は均等であった。Aが保有していたP社株式（以下、本件相続株式という）を含む相続財産について、4人の相続人による遺産分割協議が開始されたが、協議は難航し、長期化することが見込まれた。

5. Bの取締役としての任期は、平成29年1月27日に開催予定のP社定時株主総会（以下、本件総会）の終結までとなっていた。このため、本件総会において取締役を選任しなければならなかった。そこでBは、C・D・Eに対し、本件総会にBを取締役に選任する旨の議案を提出するので、本件相続株式については、その議案に賛成の議決権行使をするよう説得を試みたが、C・Dは頑なにこれを拒否し、Eは態度を保留した。

6. C・Dを説得することは難しいと判断したBは、Eに対して、本件総会にBおよびEを取締役に選任する旨の議案を提出するから、Eが本件相続株式にかかる権利行使者として、その議案に賛成の議決権行使をするよう依頼したところ、Eは、Bの依頼を承諾した。

7. 平成29年1月10日、Bは、P社を代表して、取締役の選任を議題として記載した

本件総会の招集通知を、B・C・D・Eに送付した。招集通知を受け取ったC・Dは、遺産分割協議に決着がつくまでは本件相続株式についていかなる議決権行使もすべきではないとの考えをBに示し、本件総会には出席しないことを伝えた。これを受けて、Eは、本件相続株式の権利行使者として本件総会において議決権を行使することをP社に申し出たところ、Bが、P社を代表してEによる本件相続株式にかかる議決権行使に同意した。

8. 同月27日、BおよびEが出席して本件総会が開催され、Bは、BおよびEを取締役に選任することを提案し、いずれの議案についても、BおよびEが賛成したことにより、計9200株について賛成の議決権行使がされ、決議が成立したものとされている(以下、本件選任決議という)。

9. さらに、Bは、本件総会の場において、募集株式の発行(以下、本件株式発行という。)を議題とすることを提案し、募集事項として、発行する株式の数を1万株、払込金額を1000円、払込期日を1月29日とする決議が、BおよびEの賛成により計9200株について賛成の議決権行使がされ、成立した。本件株式発行にかかる募集株式はすべてBに割り当てることが決定され、払込期日にBによって1000万円の払込みがされた。

設問1

本件選任決議にはどのような瑕疵があるか、答えなさい。

設問2

Cは、平成29年2月20日、本件株式発行について株式発行無効の訴え(会社法828条1項2号)を提起した。請求が認められるためには、Cはどのような主張をすればよいのか、検討しなさい。

法律文書錬成講座第2回 商法 出題趣旨

設問 1

(1) 共有株式にかかる議決権行使の方法

本件相続株式はB・C・D・Eの共有に属する。

共有株式については、本来、権利行使者を1名定め、会社へ通知しなければならない(会社106条)。

権利行使者の指定は、共有物の管理行為として、持分価格の過半数によって決定される(民252条本文) 最判平成9年1月28日判時1599号139頁) ところ(共有者全員の同意を要するという見解もある) 本件ではEを権利行使者とするについて本件相続株式の持分の過半数による決定がされていない。

(なお、総会の招集通知を受ける者についても共有者のうち1人を指定し、会社へ通知しなければならない(会社126条3項) 本問ではこの通知も行われていないが、本件総会の招集通知は本件相続株式の共有者全員に送付されているため、問題とならない。)

もっとも、会社法106条ただし書きによれば、権利行使者の指定・通知をしていなくても、会社が同意すれば共有株式について株主としての権利を行使することができる(とされている。本問では、Eによる議決権行使についてBがP社を代表して同意している。)

(P社は取締役会非設置会社であるから各取締役が代表権を有する(会社349条1項・2項) したがって、BはP社を代表する権限を有する。)

もっとも、会社法106条ただし書きは、共有株式にかかる株主としての権利行使(本件では議決権行使)の方法(議決権行使であれば特定の議案に賛成するか、反対するか)が適法に決定されている場合において、権利行使者の指定・通知がなくても、会社の同意があれば、適法な権利行使(議決権行使)となることを定めたものにすぎない(最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁)。

共有株式にかかる議決権行使は、「当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り」共有物の管理行為にあたる(前掲・最判平成27年2月19日) したがって、議決権行使の方法は持分価格

の過半数によって決定される（つねに共有者全員の同意を要するとの見解もある）。

本問で問題となっているのは、取締役選任決議であり、この決議における議決権行使によって、本件相続株式の内容が変更されたり、直ちに処分されたりすることはない。したがって、本件相続株式にかかる議決権行使の方法は持分価格の過半数によって決定される。しかし、本件選任決議におけるEの議決権行使は、本件相続株式の持分価格の過半数によって決定されたものではない

したがって、本件選任決議において、Eによってされた本件相続株式にかかる議決権行使は適法とはいえない。そうすると、本件選任決議の決議方法は法令に違反することとなり、これは株主総会決議取消事由（会社法831条1項1号）に該当する。以上より、本件選任決議には決議取消事由に相当する瑕疵がある。

設問2

本件株式発行にかかる募集事項を決定した株主総会決議には、本件選任決議について設問1で述べたのと同じ理由から、決議取消事由があると解される。

P社は取締役会を設置していないことから公開会社でない会社である。

「公開会社でない株式会社（以下「非公開会社」という。）については、募集事項の決定は取締役会の権限とはされず、…株主総会の特別決議によって募集事項を決定することを要し（会社法199条）、また、株式発行無効の訴えの提訴期間も、公開会社の場合は6箇月であるのに対し、非公開会社の場合には1年とされている（同法828条1項2号）。これらの点に鑑みれば、非公開会社については、その性質上、会社の支配権に関わる持株比率の維持に係る既存株主の利益の保護を重視し、その意思に反する株式の発行は株式発行無効の訴えにより救済するというのが会社法の趣旨と解されるのであり、非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合、その発行手続には重大な法令違反があり、この瑕疵は上記株式発行の無効原因になると解するのが相当である。」（最判平成24年4月24日民集66巻2908頁）

（下線部の事項（株式発行無効の訴えの提訴期間に関するものはなくてもよい）を示して、最後の下線部にある結論を書くのが理想的）

本件株式発行にかかる株主総会決議が取り消されれば、本件株式発行について総会の特別決議を欠くこととなり、前述のとおりP社は非公開会社であるから、本件株式発行

は無効となる。

もっとも、株主総会決議の取消しは、総会決議取消の訴えによってのみ請求できるものとされ、決議取消判決が確定しない限り決議は有効である（会社法 831 条 1 項柱書き）。

このことからすれば、募集事項を決定する総会決議について、決議取消判決が確定していないにもかかわらず、株式発行無効の訴えにおいて、株式発行が無効事由として、その総会決議が取り消されるべきものであることを主張することは許されないとも解しうる。

しかし、取消判決が確定した後では、株式発行無効の訴えの提訴期間が徒過してしまうおそれが高い。したがって、決議取消判決を待たずに、株式発行無効の訴えにおいて、総会決議に取消事由があることを主張することができると解すべきである。

株式発行無効の訴えにおいて、総会決議に取消し事由があることを無効原因として主張できるのは、決議取消の訴えの提訴期間内（決議から 3 カ月（会社法 831 条 1 項柱書き））に限られると解すべきである（株式発行無効の訴えの提訴期間（株式発行の効力発生から 1 年、会社法 828 条 1 項 2 号括弧書き）とする見解も可）。

C は、上記の期間内に株式発行無効の訴えを提起しているから、株式発行無効原因として、募集事項を決定した総会決議に取消し事由があることを主張できる。

法律文書錬成講座第2回 商法 採点基準

設問 1

(1) 共有株式にかかる議決権行使の方法

本件相続株式はB・C・D・Eの共有に属する (3 点)

共有株式については、本来、権利行使者を1名定め、会社へ通知しなければならない(会社106条)。 (6 点)

権利行使者の指定は、共有物の管理行為として、持分価格の過半数によって決定される(民252条本文(条文は示してなくてよい)、最判平成9年1月28日判時1599号139頁)ところ(共有者全員の同意を要するという見解をとっていても減点はなし)、本件ではEを権利行使者とするについて本件相続株式の持分の過半数による決定がされていない。 (1 0 点)

(E が有効に権利行使者に指定されていないことのみ述べるもの。 (6 点))

(なお、総会の招集通知を受ける者についても共有者のうち1人を指定し、会社へ通知しなければならない(会社126条3項)。本問ではこの通知も行われていないが、本件総会の招集通知は本件相続株式の共有者全員に送付されているため、問題とならない。 (+ 3 点))

会社法106条ただし書きによれば、権利行使者の指定・通知をしないなくても、会社が同意すれば共有株式について株主としての権利を行使することができる。本問では、Eによる議決権行使についてBがP社を代表して同意している。 (8 点)

(P社は取締役会非設置会社であるから各取締役が代表権を有する(会社349条1項・2項)。したがって、BはP社を代表する権限を有する。 (+ 2 点))

もっとも、会社法106条ただし書きは、共有株式にかかる株主としての権利行使(本件では議決権行使)の方法(議決権行使であれば特定の議案に賛成するか、反対するか)が適法に決定されている場合において、権利行使者の指定・通知がなくても、会社の同意があれば、適法な権利行使(議決権行使)となることを定めたものにすぎない(最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁)。 (最高 1 2 点)

共有株式にかかる議決権行使は、「当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り」共有物の管理行為にあたる（前掲・最判平成 27 年 2 月 19 日）。したがって、議決権行使の方法は持分価格の過半数によって決定される（共有者全員の同意を要するとの見解をとっていても減点はなし）。（ 8 点 ）

本問で問題となっているのは、取締役選任決議であり、この決議における議決権行使によって、本件相続株式の内容が変更されたり、直ちに処分されたりすることはない。したがって、本件相続株式にかかる議決権行使の方法は持分価格の過半数によって決定される。しかし、本件選任決議における E の議決権行使は、本件相続株式の持分価格の過半数によって決定されたものではない（ で議決権行使の方法の決定に共有者全員の同意を要するという見解をとった場合には、端的に E による議決権行使について共有者全員の同意がないことを書いていけば満点 ）。（ 6 点 ）

したがって、本件選任決議において、E によってされた本件相続株式にかかる議決権行使は適法とはいえない。そうすると、本件選任決議の決議方法は法令に違反することとなり、これは株主総会決議取消事由（会社法 8 3 1 条 1 項 1 号）に該当する。以上より、本件選任決議には決議取消事由に相当する瑕疵がある。（ 8 点 ）

（決議取消事由が具体的に書かれていない（「決議方法の法令違反」にあたることを書いていない）
場合（ 5 点 ）

設問 2

本件株式発行にかかる募集事項を決定した株主総会決議には、本件選任決議について設問 1 で述べたのと同じ理由から、決議取消事由があると解される。（ 4 点 ）

P 社は取締役会を設置していないことから公開会社でない会社である。
（解答のうちどこかでこのことが記載されていればよい）（ 4 点 ）
（理由なく非公開会社であることのみ示すものは 2 点）

「公開会社でない株式会社（以下「非公開会社」という。）については、募集 事項の決定は取締役会の権限とはされず、…株主総会の特別決議によって募集事項を決定することを要し（会社法 1 9 9 条）、また、株式発行無効の訴えの提訴期間も、公開会社の場合は 6 箇月であるのに対し、非公開

会社の場合には1年とされている（同法828条1項2号）。これらの点に鑑みれば、非公開会社については、その性質上、会社の支配権に関わる持株比率の維持に係る既存株主の利益の保護を重視し、その意思に反する株式の発行は株式発行無効の訴えにより救済するというのが会社法の趣旨と解されるのであり、非公開会社において、株主総会の特別決議を経ないまま株主割当て以外の方法による募集株式の発行がされた場合、その発行手続には重大な法令違反があり、この瑕疵は上記株式発行の無効原因になると解するのが相当である。」（最判平成24年4月24日民集66巻2908頁）

（下線部の事項（株式発行無効の訴えの提訴期間に関するものではなくてもよい）がすべて書かれていれば12点。最後の下線部にある結論のみ示すものは5点。そのほか5点から12点の間で採点）

本件株式発行にかかる株主総会決議が取り消されれば、本件株式発行について総会の特別決議を欠くこととなり、前述のとおりP社は非公開会社であるから、本件株式発行は無効となる。（4点）

もっとも、株主総会決議の取消しは、総会決議取消の訴えによってのみ請求できるものとされ、決議取消判決が確定しない限り決議は有効である（会社法831条1項柱書き）。

このことからすれば、募集事項を決定する総会決議について、決議取消判決が確定していないにもかかわらず、株式発行無効の訴えにおいて、株式発行が無効事由として、その総会決議が取り消されるべきものであることを主張することは許されないとも解しうる。

しかし、取消判決が確定した後では、株式発行無効の訴えの提訴期間が徒過してしまうおそれが高い。したがって、決議取消判決を待たずに、株式発行無効の訴えにおいて、総会決議に取消事由があることを主張することができると解すべきである。（最高10点）

株式発行無効の訴えにおいて、総会決議に取消し事由があることを無効原因として主張できるのは、決議取消の訴えの提訴期間内（決議から3カ月（会社法831条1項柱書き））に限られると解すべきである（株式発行無効の訴えの提訴期間（株式発行の効力発生から1年、会社法828条1項2号括弧書き）とする見解も可）。

Cは、上記の期間内に株式発行無効の訴えを提起しているから、株式発行無効原因として、募集事項を決定した総会決議に取消し事由があることを主張できる。（5点）